

令和元年 8 月 2 日 訂正

仕様書

- ・「第 2 章 1 対象機器仕様 4 PoE 給電機能付スイッチ HUB② (4)最大給電能力」を訂正しました。

令和元年 7 月 26 日 訂正

入札説明書

- ・「4 入札に参加する者に必要な資格の確認」
条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限を訂正しました。
- ・「5 入札書の提出期限等 (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所」
資格確認申請書の提出期限を訂正しました。
- ・「5 入札書の提出期限等 (2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所」
入札書及びその添付書類の提出期限を訂正しました。
- ・「5 入札書の提出期限等 (3) 開札の日時及び場所」
開札の日時を訂正しました。
- ・「購入契約書(案)」
納入期限を訂正しました。

仕様書

- ・「第 1 章 総則 3 納入期限」を訂正しました。

申請書等様式

- ・「第 5 号様式 提案協議書」(注 1) 本書の提出期限を訂正しました。
- ・「第 6 号様式 入札書(見積書)」納入期限を訂正しました。
- ・「第 7 号様式 委任状」執行日を訂正しました。
- ・「参考様式 2 確約書」納入期日を訂正しました。

令和元年 7 月 17 日 訂正

仕様書

- ・「第 2 章 2 想定機種 想定機種② No. 4 モニター」を訂正しました。

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、請負契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請けを行うことは認められていない。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の(1)及び(2)に掲げる書類等を添付し、令和元年8月9日（金）午後5時までに下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）により別途通知する。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、入札に参加できないので、十分に注意すること。

(1) 納入しようとする物品の構成及び定価に関する資料（様式任意（参考様式1））

ア 想定品で応札する場合は、どの想定品なのかを明示するとともに定価についても記載すること。

イ 想定品以外の物品で応札しようとする場合は、福島県商工労働部ロボット産業推進室長の確認を受けた提案協議書（第5号様式）（カタログ等を含め、確認を受けた原本）を添付すること。

なお、提案協議書は福島県商工労働部ロボット産業推進室長へ令和元年8月2日（金）午後5時までに提出し確認を受けること。

(2) 納入期限までに必ず納品する旨の確約書（様式任意（参考様式2））

※申請者の登録印により証明を行うこと。

5 入札書の提出期限等

(1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和元年8月9日(金)午後5時 福島県出納局入札用度課(仮設庁舎2階)

なお、申請書類は郵送を可とする。

- (2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

令和元年8月23日(金) 午前10時30分 福島県出納局入札用度課(仮設庁舎2階・入札室)

なお、郵送による入札は、不可とする。

- (3) 開札の日時及び場所

令和元年8月23日(金) 午前10時30分 福島県出納局入札用度課(仮設庁舎2階・入札室)

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書(第6号様式)に必要とする事項を記載し、上記5の(2)で指定する日時及び場所へ提出すること。

- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(第4号様式)の写し

イ 委任状(第7号様式) ※代理人が出席し、入札する場合

- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の **100分の8** に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の **108分の100** に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。

- (2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類の確認を受けるものとする。

- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

- (4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

- (5) 初回入札が無効(ただし、下記12の(4)~(6)に該当する場合を除く)となった者は、再度入札に参加できないものとする。

- (6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

- (7) 開札時に持参する物

ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることがあります。）

イ 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（第4号様式）の写し

ウ 再度の入札に使用する印鑑

エ 委任状（第7号様式）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）

オ 予備の入札書用紙（第6号様式）

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第1号様式）により入札説明書に関する部分については出納局入札用度課に、仕様書に関する部分については福島県商工労働部ロボット産業推進室（電話024-521-8058 ファクシミリ024-521-7932）に令和元年7月16日（火）午後5時までに説明を求めることができる。

県は、入札説明書等に関する回答書（第2号様式）にて、福島県出納局入札用度課ホームページに掲載する方法により回答する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。

(3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(5) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(7) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 記名、押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (9) その他、この入札説明書等において示す入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とするところがある。

- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号(別記1)に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約の締結

- (1) 落札者は、発注者が交付する購入契約書（以下「契約書」という。）に記名押印し、落札決定の日から10日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項 購入契約書（案）及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する課 上記5の(1)と同じ。

福島県財務規則（抜粋）

別記 1（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から (18) まで (略)

任ずるものとし、かつ、乙は代品の納入、瑕疵の補修若しくは代金の減額のいずれか、又は、代品の納入若しくは瑕疵の補修及び代金の減額につき甲から請求があるときは、これに応ずるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第7条 乙の責めに帰すべき事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、期限後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期限を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期限を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、納入未済相当額に年2.7%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第8条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、期限内（分納の期日を定めたときはその期日まで）に物品を納入することができないときは、乙は甲に対し、すみやかにその事由を詳記して、納入期限の延長又は契約の一部変更若しくは解除の申し出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は第11条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の支払)

第9条 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に完納物品の代金を支払うものとする。

2 前項の支払請求書は、第3条第3項の規定による検査に合格した旨の通知を得た後でなければ、提出することができない。

3 分納の期日を定めたものについて、当該期日内に当該分納部分が納入されたときは、完納とみなして前2項の規定を準用する。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期内に物品の持込みを終わらないとき。

二 乙が納期内に明らかに物品を納入することができないと認められるとき。

三 乙が解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が第13条の規定に違反したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の 10 分の 1 を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 乙前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 第 1 項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第 7 条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第 1 項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年 2.7% の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第 12 条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 13 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、いかなる方法をもってするを問わず、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第 14 条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の 2 に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項で規定する不当廉売に当たたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第 15 条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約外の事項)

第 16 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 17 条 前条に規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書 2 通を作り、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町 2 番 1 6 号
氏 名 福 島 県 印
代表者 福島県知事 内堀 雅雄

乙 住 所

氏 名

7 / 17

2 想定機種 of 想定機種②

No. 4 モニターをGH-LCW22FSに
訂正しました。

7 / 26

第1章 総則 3 納入期限を訂正しました。

8 / 2

第2章 1 対象機器仕様 4 PoE 給電機能付スイ
ッチ HUB② (4) 最大給電能力を訂正しました。

ネットワーク監視カメラシステム 仕様書

福島県

第1章 総則

1 目的

本仕様書は、福島県が発注する監視カメラシステムの導入について必要な事項を定めたものである。本仕様書の内容は、当該装置を導入にあたり必要とする最低限の要件を示している。本仕様書に記載されていない事項であっても、導入及び装置性能を発揮させるために当然必要と考えられる設備等については、全て完備すること。

2 品名及び数量

ネットワーク監視カメラシステム 一式

本装置の構成及び数量については、以下のとおりである。

品名	数量
屋内用ドームカメラ	12台
屋外用ハウジング一体型ドームカメラ	14台
PoE給電機能付スイッチHUB	5台
監視カメラシステム	1式

3 納入期限

令和元年9月13日(金)

4 納入場所

- (1) 施設名：福島ロボットテストフィールド研究棟
- (2) 所在地：福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番 南相馬市復興工業団地内

5 機器の設置作業

本装置の納入後は別途発注者が設置したネットワーク網への接続を行い、装置の調整、動作確認、設置に係る一切の業務を行うこと。カメラ位置、ネットワーク網の構成は、「別紙1 監視カメラ設置位置」、「別紙2 監視カメラネットワーク網一覧」及び「別紙3 発注者が設置するネットワーク網について」を参照のこと。

6 検収

本装置の設置作業終了後、福島県担当者が納入者立ち会いの下で検収を行うこととする。

7 提出書類

受注者は、納入にあたり、下記書類を福島県担当者に提出すること。

- (1) 作業計画書：円滑に装置の設置・搬入を行うための工程表（搬入開始1ヶ月前まで） 1部
- (2) 納入仕様書：装置本体、付属品の仕様書及び関連図面 各1部
- (3) 取扱説明書：装置本体及び付属品の取扱説明書 各1部

第2章 対象機器仕様

1 対象機器仕様

No.	項目	要求仕様
1	屋内用ドームカメラ	(1) デイナイト機能付きカメラで、昼間はカラー映像、夜間は自動的に高感度白黒映像に切り替わること。 (2) 有効画素数：130万画素以上 (3) 最低被写体照度：カラー0.15 lx、白黒0.01 lx (4) 焦点距離：2.8mm～10mm (5) 画角：水平30°～109° (6) ホワイトバランスが自動であること (7) 逆光補正機能を有すること。 (8) RJ45コネクタに接続できるネットワークカメラであること。 (9) 国内メーカーの製品であること。
2	屋外用ハウジング一体型カメラ	(1) デイナイト機能付きカメラで、昼間はカラー映像、夜間は自動的に高感度白黒映像に切り替わること。 (2) 有効画素数：240万画素以上 (3) 最低被写体照度：カラー0.16 lx、白黒0 lx (4) 焦点距離：2.8mm～10mm (5) 画角：16:9時 水平31°～109° (6) 防塵、防水機能を有すること。 (7) ホワイトバランスが自動であること (8) 逆光補正機能を有すること。 (9) RJ45コネクタに接続できるネットワークカメラであること。 (10)ハウジング一体型の機構であること。 (11) 国内メーカーの製品であること。
3	PoE 給電機能付スイッチ HUB①	(1) ポート数：RJ45を16ポート以上有すること。 (2) PoE給電タイプ：TypeA (Alternative A)であること。 (3) 通信速度：10/100/1000Mbps以上であること。 (4) 最大給電能力：全体180W（1ポートあたり30W）以上であること
4	PoE 給電機能付スイッチ HUB②	(1) ポート数：RJ45を8ポート以上有すること。 (2) PoE給電タイプ：TypeA (Alternative A)であること。 (3) 通信速度：10/100/1000Mbps以上であること。 (4) 最大給電能力： 全体90W （1ポートあたり30W）以上であること
5	監視カメラシステム	(1) 監視用モニターを付属すること。 (2) 映像の記録ができること。 (3) 記録容量は8TB以上とすること。 (4) カメラ26台を24時間、標準画質で録画した場合に31日以上記録保存ができること。

		<p>(5) 停電時に自動シャットダウン、復電時には自動復旧し録画を再開できる機能を有すること（UPSの設定による対応も可能とする。）。</p> <p>(6) モニターにHDMIで映像出力できること。</p> <p>(7) モニターの寸法は20型以上であること。</p> <p>(8) モニター画面は分割表示ができること。</p> <p>(9) 監視カメラシステムを保管するためのラック筐体を付属すること。</p> <p>(10) ラック筐体は鉄製とすること。</p> <p>(11) ラック筐体の寸法はW650×D650×H2000の範囲内とすること。</p>
--	--	---

2 想定機種

想定機種 ①

No.	メーカー	品名	型式
1	パナソニック(株)	屋内用ドームカメラ	WV-S2111L
2	パナソニック(株)	屋外用ハウジング一体型カメラ	WV-S1531LNJ
3	パナソニックESネットワーク(株)	PoE給電機能付スイッチ	PN26241
			PN261294
			PN28088
4	パナソニック(株)	監視カメラシステム	WJ-NX300/8
	(株)アイ・オー・データ	モニター	LCD-MF211ESB

想定機種 ②

No.	メーカー	品名	型式
1	(株)ティービーアイ	屋内用ドームカメラ	QNV-7080RN/TE
2	(株)ティービーアイ	屋外用ハウジング一体型カメラ	QNO-7080RN/TE
3	(株)バッファロー	PoE給電機能付スイッチ	BS-GS2016P
			BS-GS2008P
4	(株)ティービーアイ	監視カメラシステム	PRN-4011N/TE
		モニター	<u>GH-LCW22FS</u>

3章 納入機器の保証及び故障の対応

1 保証期間

本装置の納品の日から1年とする。ただし、メーカー等が別に定めた保証期間が1年を超える場合はそれを適用する。

2 保証の対象

- (1) 取扱説明書等に基づく正常な使用状態のもとで機器に発生した障害
- (2) 機器本体、付属機器及びソフトウェアに明らかな瑕疵が認められる場合

3 保証の対象外

- (1) 消耗品
- (2) 使用者の責に帰すべき理由により発生した障害
- (3) 火災・地震・落雷・その他の天変地変による障害

4 保証期間内における精度・動作確認

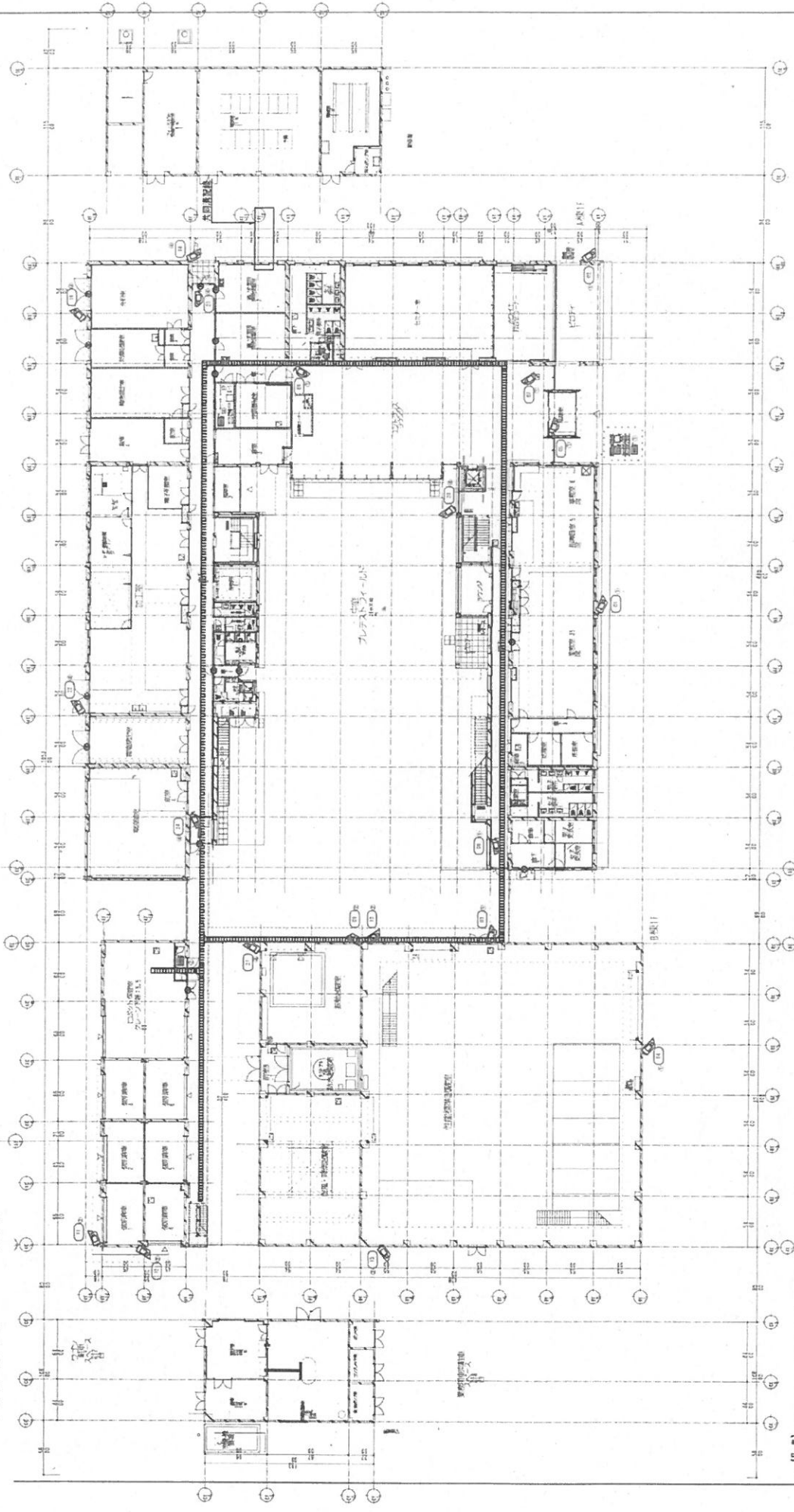
上記1の保証期間終了直前に、本装置の機能を点検確認し、調整を行うこと。

第4章 その他

- 1 本装置の運送、搬入、組立、設置、動作確認及び調整に係る費用は全て受注者が負担すること。
- 2 納入作業は発注者の指示に従い行うこと。また、納入作業時、建築物及び付属設備に損傷を生じないよう配慮すること。損傷が発生した場合、受注者は速やかに復旧させるものとし、復旧に係る費用は受注者が負担すること。
- 3 本装置の梱包は、受注者が開封し、破損がないか確認すること。また、納入後不要となった梱包材等の廃棄物は受注者が責任を持って処分すること。なお、廃棄物の処理費用は受注者の負担とする。
- 4 本装置を構成する部材は全て新品であること。
- 5 本装置を使用するために必要となる、各種ソフトウェアのインストールは受注者が行うこと。
- 6 本装置の納品にあたっては、関係法令を遵守すること。また、購入物の納品、使用に伴い関係官庁に申請、報告、届出等が必要となる場合、受注者は速やかに手続きを行い、結果を発注者へ報告すること。
- 7 本装置の使用者に対し、装置の機能、取扱、操作、整備方法等について、現地にて必要な説明を行うこと。なお、説明に必要となる諸経費は全て受注者の負担とする。
- 8 本仕様書に関して疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとする。

研究棟 1階 監視カメラ設置位置

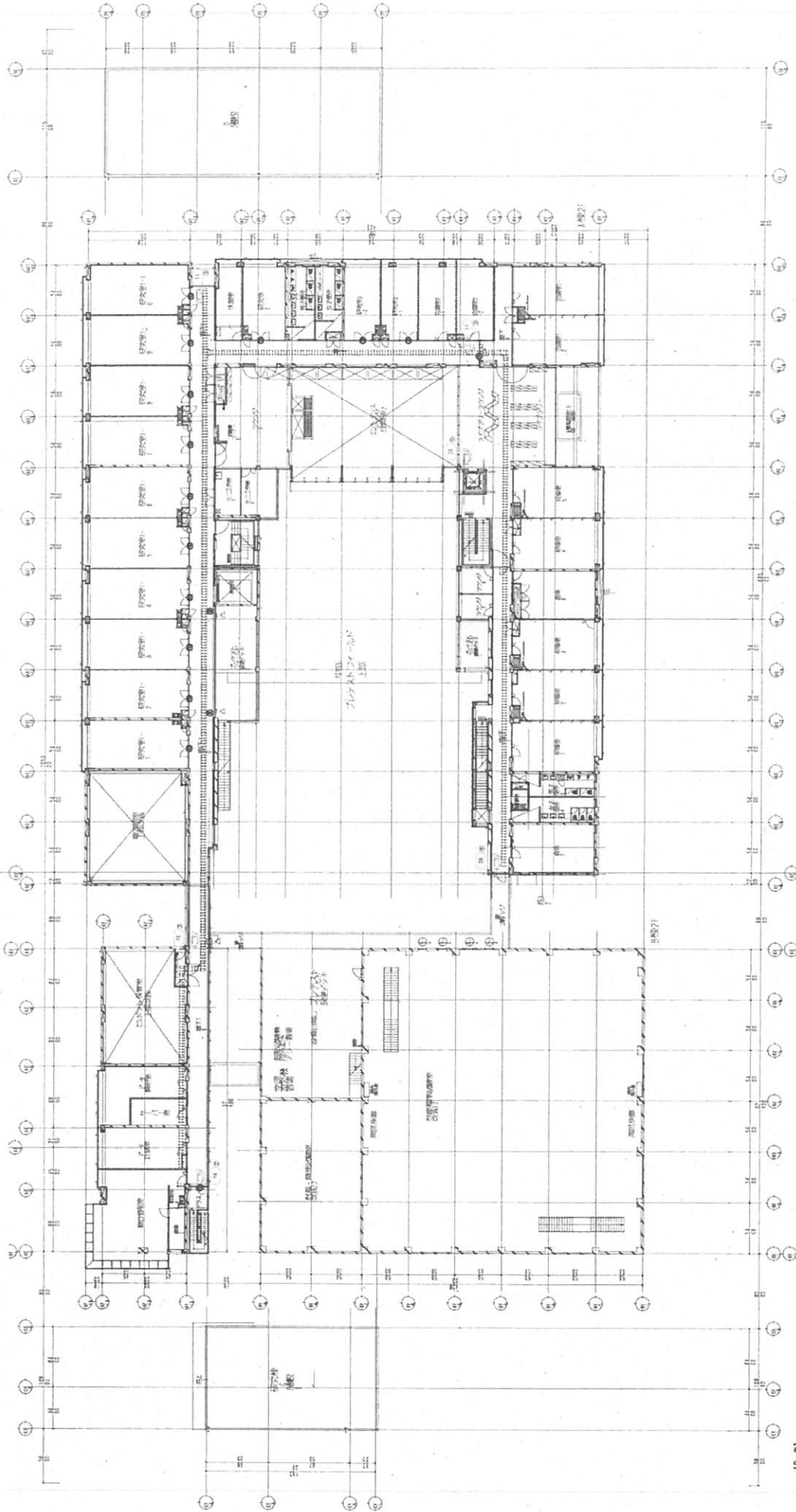
別紙1



(注) 1. 設置位置は概略図であり、実際の設置位置は現場にて確認してください。

カメラ番号	設置場所	機種
1	1F 入口	4600S ネットワークレコーダー
2	1F 入口	4600S (80)
3	1F 入口	2M-1PMS-E174
4	1F 入口	19P-1PMS-E174
5	1F 入口	20P-1PMS-E174
6	1F 入口	21P-1PMS-E174
7	1F 入口	22P-1PMS-E174
8	1F 入口	23P-1PMS-E174
9	1F 入口	24P-1PMS-E174
10	1F 入口	25P-1PMS-E174
11	1F 入口	26P-1PMS-E174
12	1F 入口	27P-1PMS-E174
13	1F 入口	28P-1PMS-E174
14	1F 入口	29P-1PMS-E174

研究棟 2階



記号	名称	数量
1	600x600x100 鉄骨	1
2	100x100 (H形)	2
3	200-H形スライプ	1
4	100-H形スライプ	2
5	50-H形スライプ	2
6	200x200x100 鋼管	1
7	100x100x100 鋼管	1
8	40x40x40 鋼管	14
9	40x40x40 鋼管	12
10	40x40x40 鋼管	12

2 F 平面図

ITV架 (業務室)		網	HUBボックス	カメラ 番号	カメラ名称	カメラ設置 エリア	カメラ種類
監視 カメラ システム	スイッチング HUB	1 網	HUB ボックス なし	1	メインエントランス	A棟 1 階	屋外
				2	道路	A棟 1 階	屋外
				3	職員入口	A棟 1 階	屋外
				4	中庭	B棟 1 階	屋外
				5	風除室 1	A棟 1 階	屋内
				6	エントランスラウンジ 1	A棟 1 階	屋内
				7	エントランスラウンジ 2	A棟 1 階	屋内
				8	廊下 2	A棟 1 階	屋内
		2 網	HUB ボックス 1	9	搬入口 1	B棟 1 階	屋外
				10	搬入口 2	B棟 1 階	屋外
				11	搬入口 1	A棟 離れ 1 階	屋外
				12	搬入口 2	A棟 離れ 1 階	屋外
				13	駐車場	B棟 1 階	屋外
				14	廊下	A棟 離れ 2 階	屋内
		3 網	HUB ボックス 2	15	廊下 10-1	A棟 2 階	屋内
				16	廊下 10-2	A棟 2 階	屋内
				17	廊下 9	A棟 2 階	屋内
		4 網	HUB ボックス 3	18	研究者夜間出入口	A棟 1 階	屋外
				19	斜路	A棟 1 階	屋外
				20	中庭	A棟 1 階	屋外
				21	中庭	A棟 離れ 1 階	屋外
				22	道路	A棟 1 階	屋外
				23	廊下 6-1	A棟 1 階	屋内
				24	廊下 6-2	A棟 1 階	屋内
		5 網	HUB ボックス 4	25	ライブラリラウンジ	A棟 2 階	屋内
				26	廊下 7	A棟 2 階	屋内

発注者が設置するネットワーク網について

監視カメラネットワーク網構築に係る LAN ケーブルの敷設及び HUB ボックスの設置は発注者が行うこととし、ネットワーク網の構成は以下のとおりである。

- 1 敷設配線は 5 系統にグループ分けでき、それぞれを「監視カメラ 1 網、監視カメラ 2 網、監視カメラ 3 網、監視カメラ 4 網、監視カメラ 5 網」とし、研究棟 A 棟 1 階業務室の ITV 架を起点とする。
- 2 監視カメラ 1 網は、業務室の ITV 架から直接 8 ケ所のカメラ位置へ各 1 本計 8 本 LAN ケーブルを敷設する。
- 3 監視カメラ 2 網は、業務室の ITV 架から各カメラ位置経路上の敷設エリア最寄りの A 棟 1 階西側 EPS 内に HUB ボックスを設置し、ITV 架から HUB ボックスまで 1 本敷設し、HUB ボックスから各カメラ位置（6 ケ所）に各 1 本で計 6 本を敷設する。
- 4 監視カメラ 3 網は、業務室の ITV 架から各カメラ位置経路上の敷設エリア最寄りの A 棟 2 階北側 EPS 内に HUB ボックスを設置し、ITV 架から HUB ボックスまで 1 本敷設し、HUB ボックスから各カメラ位置（3 ケ所）に各 1 本で計 3 本を敷設する。
- 5 監視カメラ 4 網は、業務室の ITV 架から各カメラ位置経路上の敷設エリア最寄りの A 棟 1 階東側 EPS 内に HUB ボックスを設置し、ITV 架から HUB ボックスまで 1 本敷設し、HUB ボックスから各カメラ位置（7 ケ所）に各 1 本で計 7 本を敷設する。
- 6 監視カメラ 5 網は、業務室の ITV 架から各カメラ位置経路上の敷設エリア最寄りの A 棟 2 階南側 EPS 内に HUB ボックスを設置し、ITV 架から HUB ボックスまで 1 本敷設し、HUB ボックスから各カメラ位置（2 ケ所）に各 1 本で計 2 本を敷設する。